

# 平成 25 年度「三重県臨床研修医研修資金」及び

## 「三重県専門研修医研修資金」募集案内

平成 23 年度から平成 25 年度までの期間に限り、三重県内の医師確保の緊急対策として、地域医療を支える医師の育成ならびに確保を目的に、臨床研修医、専門研修医を対象として、研修資金を貸与する制度です。

### 1 三重県臨床研修医研修資金貸与制度

#### (1) 趣旨

- ・県内の地域医療を支える研修医及び勤務医の育成並びに確保を目的とする

#### (2) 対象者

- ・県内の病院に勤務する臨床研修医（いわゆる初期臨床研修医）
- ・出身大学及び住所地、出身地を問わない

#### (3) 募集人員

- ・20 名以内

#### (4) 貸与額及び貸与年数

- ・年 1,500,000 円 2 年まで

#### (5) 返還免除条件

- ・貸与終了年度の翌年度から、県内の救急告示病院等(1)の医療機関で3年間業務に従事すること（いわゆる後期研修など）により貸与額全額の返還を免除する

##### 1 県内の救急告示病院等

- ・三重県内の救急告示病院（H23.1 月現在 55 病院）で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、心臓血管、胸部、形成、小児など）、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕

- ・小児救急医療拠点病院及び地域小児救急医療センター

- ・二次救急医療施設、三次救急医療施設及び三重県精神科救急医療システム救急医療施設等

- ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項に規定する総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町並びに同法第 33 条第 2 項に規定する過疎地域とみなされる区域の県内の公立の医療機関

#### (6) その他

- ・面接を実施し、三重県健康福祉部に設置する選考委員会において、審査を行ったうえで貸与を決定します。
- ・申し込み頂いた方は三重県地域医療支援センターへ登録させていただき、臨床研修修了後のキャリアアップに関する情報提供、助言等の支援をいたします。

## 2 三重県専門研修医研修資金貸与制度

### (1) 趣旨

- ・県内の地域医療を支える勤務医及び指導医の育成ならびに確保を目的とする

### (2) 対象者

- ・指定専門研修（三重大学、県内中核病院等が作成した専門研修プログラムのうち、知事が指定した研修プログラム(2)）を受けている医師（卒後概ね10年以内のいわゆる後期研修医など）
- ・出身大学及び住所地、出身地を問わない

#### 2 知事が指定した研修プログラム

- ・指定地域(3)における医療の確保と質の向上に資する総合診療科、産科、小児科（新生児科）放射線治療、麻酔科、救急医療の専門研修プログラム、その他、三重県健康福祉部に設置する選考委員会において、対象とすることが相当と認められた専門研修プログラム。

#### 3 指定地域

鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市（旧美杉村に限る）松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る）

### (3) 貸与枠

- ・10名以内

### (4) 貸与額及び貸与年数

- ・年3,300,000円 4年まで

### (5) 返還免除条件

- ・貸与終了年度の翌年度から、県内の救急告示病院等(4)の医療機関で、貸与年数の2分の3の期間業務に従事することにより貸与額全額の返還を免除する
- ・上記勤務期間のうち、2年間（貸与を受けた期間が1年の場合は1.5年）は知事が指定する医療機関(5)での勤務とする

#### 4 県内の救急告示病院等

- ・1(5) 1に同じ。

#### 5 知事が指定する医療機関

- ・指定地域(6)における救急告示病院等及び指定地域以外における二次救急医療施設、三次救急医療施設、三重県精神科救急医療システム救急医療施設等、小児救急拠点病院及び三重県地域医療再生計画に基づく三重・地域家庭医育成拠点整備事業対象医療機関。

#### 6 指定地域

- ・1(2) 3に同じ。

### (6) その他

- ・面接を実施し、三重県健康福祉部に設置する選考委員会において、審査を行ったうえで貸与を決定します。

### 3 重複貸与の場合の返還免除条件について

- ・三重県医師修学資金貸与制度により貸与を受けた方が、三重県臨床研修医研修資金貸与制度又は三重県専門研修医研修資金貸与制度の貸与を受ける場合の返還免除のための必要勤務期間は、貸与を受けた各制度の必要勤務（研修）期間を合わせた期間とする。

### 4 資金貸与の申し込み

- ・研修資金の貸与を受けようとする方は、以下の提出書類を郵送または持参ください。

#### (1) 提出書類

##### 【臨床研修医研修資金】

- 臨床研修医研修資金貸与申請書（第1号様式）
- 臨床研修病院の在職証明書
- 住民票又はこれに代わるもの
- 連帯保証人の所得証明書
- 履歴書（要綱第1号様式）
- 誓約書（要綱第2号様式）
- 応募理由書（要綱第3-1号様式, 要綱第3-2号様式）
- 上記の他、臨床研修プログラム責任者の推薦調書（要綱第4号様式）を提出していただきます。（提出時期は別途指定します。）

##### 【専門研修医研修資金】

- 専門研修医研修資金貸与申請書（第1号様式）
- 指定専門研修課程にあることの証明書（要綱第1号様式）
- 住民票又はこれに代わるもの
- 連帯保証人の所得証明書
- 履歴書（要綱第2号様式）
- 誓約書（要綱第3号様式）
- 応募理由書（要綱第4号様式）

#### (2) 申込先

〒514-8570 三重県津市広明町 13  
三重県健康福祉部 医療対策局  
地域医療推進課 医師確保対策グループ  
電話：059-224-2326 / ファックス：059-224-2340

#### (3) 申込期間

平成 25 年 4 月 1 日（月）から 6 月 28 日（金）まで（当日必着）

#### (4) その他

提出書類の様式等については、

「おいないねっと三重（[www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/hp/oinainet/](http://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/hp/oinainet/)）」をご覧ください。